

空家等施策の実績について（報告）

令和 4 年 7 月末日現在

【老朽化した空家等の除却後の土地の固定資産税の減免】

令和 3 年 5 月 1 日開始

老朽空家等除却確認書交付件数	1 件
----------------	-----

【市街化調整区域内の老朽化した空家等の除却後の土地の建築制限緩和】

令和 3 年 5 月 1 日開始

事前相談件数	5 件（久喜 2 件、菖蒲 1 件、栗橋 2 件）
除却証明書交付件数	1 件

【空家等除却補助金】

令和 4 年 4 月 18 日開始

事前診断	2 件（交付金対象外と判定）
------	----------------

（空家等除却補助金の概要）

補助金の対象となる空家等	おおむね 1 年以上居住や使用がなされていない木造の住宅で、特定空家等・不良空家等・条件不利空家等のいずれかに該当する空家等。
補助金の対象者	所有者又はその相続人で個人の方
補助金額	次のいずれか低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費用の 4 / 5 以内 ・ 延べ床面積に 27,000 円を乗じた額 ・ 30 万円
対象となる工事	次のすべてに該当する工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付決定通知を受けた日以降に開始する工事 ・ 市内に本店又は営業所を有する事業者が施工する工事 ・ 建物や塀などをすべて除却し、その土地を更地にする工事